

統計表利用上の注意

1 消費者物価地域差指数の結果について

- ・ 消費者物価地域差指数（以下「地域差指数」という。）は、世帯が購入する各種の財及びサービスの価格を総合した物価水準の地域間の差を指数値で示したものである。全国平均価格を基準（＝100）とした指数を、地域別（地方10区分、都道府県、都道府県庁所在市及び政令指定都市）に作成し公表している。
- ・ 地域差指数は、小売物価統計調査（動向編及び構造編）結果を使用し作成している。作成方法についての詳細は、「消費者物価地域差指数の作成方法」を参照のこと。
- ・ 指数値は、小数第2位を四捨五入して小数第1位までを表示している。
- ・ 地域差指数等における「総合」及び「住居」は「持家の帰属家賃」を含まない。また、「家賃を除く総合」は「民営家賃」、「公営・都市再生機構・公社家賃」及び「持家の帰属家賃」を含まない。
- ・ 地域区分「都道府県庁所在市及び政令指定都市」については、「総合」、「家賃を除く総合」及び「食料」の指数に限り公表している。

2 銘柄改正の扱いについて

年の途中において銘柄改正等があった場合は、年平均価格算出の際、改正前後の品質差等による価格差（水準差）を除去する必要があるため、品質調整（月別に作成したリンク係数を個別価格に乗じる）を行っている。

銘柄改正についての詳細は、「調査銘柄の新旧対照表」を参照のこと。